京都市
CITY OF KYOTO

＜報道発表資料＞

令和８年 10 月 30 日
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

旅館業の駐在義務及び対面による面接義務に違反した施設の営業者等の処分及び公表

京都市では市民生活を最重要視し、市民及び宿泊者の安全安心の確保や京都にふさわしい良質な宿泊環境を整備するため、法の範囲内で全国で最も厳しいと言われる条例をはじめとした独自ルールを定め、宿泊施設の営業者への厳格な指導に取り組んでいます。

令和８年２月には、不適切な民泊へ違反対応の強化策を実施するとともに、４月からは監視指導体制を強化し、民泊のさらなる適正化を推進しています。

監視指導の結果、宿泊施設における駐在義務や対面による面接義務に違反していることを確認したため、京都市は、営業者に対し、指導及び措置命令を行いましたが、当該措置命令に反していたことが確認されたことから、旅館業法第８条の規定に基づく営業停止（10 月 28 日からの３０日間）及び京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第２６条第３号の規定による過料処分（金５万円）を行いました。

今回確認された法令違反については、駐在義務違反及び対面による面接義務違反の双方に該当する１営業者に対して営業停止処分及び過料処分を、駐在義務違反に該当する１営業者に対し営業停止処分及び過料処分を、対面による面接義務違反に該当する３営業者に対しては過料処分を、それぞれ令和８年 10 月に発出しましたので、以下のとおり当該施設の営業者等を公表します。

なお、令和８年度は計８施設に対して、営業停止処分等を行っています。

【行政処分する営業者】

営業者氏名	株式会社ＨＩＷＩＮ　代表取締役　伊藤　智也
主たる事務所の所在地	大阪市中央区南船場三丁目１２番１４号ＱＵＡＲＴＺＳＨＩＮＳＡＩＢＡＳＨＩ１３階
違反内容	駐在義務違反及び面接義務違反
行政処分内容	営業停止（３０日間)、金５万円の過料徴収
施設名称	住一　京都八坂店
施設所在地	京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る下河原町４８７番地、４８８番地1、４８８番地2、５４２番地 住一　京都八坂店　1階
営業の種別	簡易宿所 （施設内帳場にて駐在及び対面による面接を行うタイプ）
許可日	令和７年６月３日
施設規模	客室：６室、総定員：１２人

営業者氏名	博麟株式会社　代表取締役　許　博崢
主たる事務所の所在地	京都市中京区西ノ京南聖町５番１号
違反内容	駐在義務違反
行政処分内容	営業停止（３０日間）、金５万円の過料徴収
施設名称	東福寺　咲く宿
施設所在地	京都市東山区福稲柿本町１７番地１０
営業の種別	簡易宿所 （施設外玄関帳場にて駐在及び対面による面接を行うタイプ）
許可日	平成３０年10月25日
施設規模	客室：1室、総定員：５人

営業者氏名	内田　麻理子
主たる事務所の所在地	京都市西京区御陵荒木町6番地15
違反内容	面接義務違反
行政処分内容	金５万円の過料徴収
施設名称	宿や　陣
施設所在地	京都市下京区花屋町通西洞院東入西松屋町572番地
営業の種別	簡易宿所 （施設外玄関帳場にて対面による面接を行うタイプ）
許可日	令和2年4月16日
施設規模	客室：1室、総定員：9人

営業者氏名	株式会社エイジェーインターブリッジ 代表取締役　新木　弘明
主たる事務所の所在地	東京都中央区京橋二丁目１２番９号７階
違反内容	面接義務違反
行政処分内容	金５万円の過料徴収
施設名称	花刻
施設所在地	京都市東山区大黒町通五条上る大黒町３０２番地１２
営業の種別	簡易宿所　京町家 （施設内部にて対面による面接を行うタイプ）
許可日	令和4年1月7日
施設規模	客室：1室、総定員：9人

京都市
CITY OF KYOTO

営業者氏名	樂安居株式会社 代表取締役　蔡　志舜
主たる事務所の所在地	京都市南区東九条北烏丸町２４番地８
違反内容	面接義務違反
行政処分内容	金５万円の過料徴収
施設名称	樂　蔵王町　松
施設所在地	京都市南区西九条蔵王町１１番地２７
営業の種別	簡易宿所 （施設外玄関帳場にて対面による面接を行うタイプ）
許可日	令和８年４月２８日
施設規模	客室：１室、総定員９人

＜お問合せ先＞

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

宿泊施設適正化担当

電話：０７５－５８５－５６５３

（参考）

○旅館業法

（営業者の講ずべき衛生措置）

第４条　営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

２　前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

３　略

（営業の許可の取消又は営業の停止）

第８条　都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第３条第２項各号（第４号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第１項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

⑴～⑷　略

○京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例(抄)

（衛生に必要な措置の基準）

第１５条　法第４条第２項に規定する衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

⑴３　～⑴２　略

⑴３　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる場所に、人を宿泊させる間駐在し、又は使用人等を駐在させること。

ア　第１０条第１項の規定により施設外玄関帳場を設ける場合及び同条第２項の規定により玄関帳場を設けない場合　施設におおむね１０分以内に到着することができる場所

イ　アに掲げる場合以外の場合　施設の内部

⑭　略

（旅館業の適正な実施）

第１８条　１～３　略

４　営業者は、施設の内部又は施設外玄関帳場において、面接の方法（玄関帳場代替設備を設置している場合にあっては、面接と同等の方法として市長が認める方法）により、宿泊者の本人確認及び人数確認並びに適切な鍵の受渡し（客室の出入口が鍵を掛けることができるものである場合に限る。）をしなければならない。

５　以下略

（勧告及び命令）

第２０条　略

２　市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を採ることを命じることができる。

（公表）

第２３条　市長は、営業者に対し、法第７条の２各項若しくは第８条若しくはこの条例第２０条第２項の規定による命令又は法第８条の規定による許可の取消し（以下「命令等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

⑴　当該命令等を受けた営業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

⑵　当該命令等に係る施設の所在地

⑶　当該命令等の内容

⑷　その他市長が必要と認める事項

（過料）

第２６条　次の各号のいずれかに該当する者は、50，000円以下の過料に処する。

⑴、⑵　略

⑶　第２０条第２項の規定による命令に違反した者

⑷　略

〇旅館業法第８条の規定による停止命令に関する要綱（抄）

（停止期間）

第４条　前条の規定により旅館業を停止する期間は３０日間とする。

〇京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例に基づく措置命令違反の事業者に対する過料の手続に関する要綱（抄）

（過料処分）

第４条 措置命令に違反した者に科する過料の額は、５０，０００円とする。

２、３　略

４ 弁明に正当な理由があると認められるときは、過料処分を行わないことができる。